## 2. 平成23年度税制改正について

照会先:(代)03-5253-1111 厚生労働省政策統括官付

社会保障担当参事官室 室長補佐 伊藤 洋平 (7706) 労働政策担当参事官室 室長補佐 飯田 剛 (7788)

#### 平成23年度税制改正大綱の主な事項 (厚生労働省関係)

#### 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

#### ①雇用促進税制の創設

- ・ 10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用 増加数に応じた法人税額の税額控除制度等(1人当たり20万円)を創設する。
- 新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業(くるみんマーク取得企業)に対して、一定の期間内に新築・増改築した建物に係る割増償却制度を創設する。
- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

#### 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

#### ②平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置

平成23年度以降の「子ども手当」について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

#### ③成年扶養控除・配偶者控除の見直し【配偶者控除は検討事項】

成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得400万円以下の場合、 障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必要な方を除いて、成年 扶養控除を廃止する。

配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

#### 質の高い医療サービスの安定的な提供・健康で安全な生活の確保

## ④社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続(事業税)

社会保険診療報酬等に係る事業税の特例措置を存続する。

なお、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来 年1年間議論し、結論を得ることとされた。

#### ⑤高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長

病院等が取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類と償却率を見直した上で適用期限を延長する。

#### ⑥国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の 税率の引上げ【検討事項】

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。 なお、平成24年度以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分 に見極めた上で判断することとされた。

#### 良質な介護サービスの確保・障害者支援の総合的な推進

#### ⑦個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設

パブリック・サポート・テスト (寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年平均 100 人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が 5 分の 1 以上)等の基準を満たした社会福祉法人に対して寄附を行った場合、寄附金について現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とする。

#### ⑧サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅(仮称)について、床面積に関する要件等を見直した上で、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講ずる。

#### ⑨譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉 事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関す る特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となって いた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

#### 信頼できる年金制度に向けて

#### ⑩事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に 関する税制優遇措置の継続

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によっ ・て企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の 税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していないものについて 円滑な移行促進策を検討するなど、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

#### ①企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長

企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置について延長する。

#### 社会保障と税制の一体改革 【検討事項】

「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)では、社会保障の安定・ 強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成する ための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半 ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定された。

今後、税制調査会では、政府・与党の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的内容について検討を行うこととされた。

# 平成 23 年度税制改正大綱厚生労働省関係

平成22年12月



#### 目 次

第1	厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保・・・・・・・
第2	安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備・・・・・・
第3	質の高い医療サービスの安定的な提供・・・・・・・・・・・
第4	良質な介護サービスの確保・障害者支援の推進・・・・・・・・・・
第5	信頼できる年金制度に向けて・・・・・・・・・・・・・
第6	各種施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・

・番号の前に\*印を付してある項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目である。

#### 第1 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

- (1) 雇用促進税制の創設〔所得税、法人税、法人住民税〕
  - 10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等(1人当たり20万円)を創設する。
  - ・ 新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業 (くるみんマーク取得企業) に対して、一定の期間内に新築・増改築した建物に係る割増 償却制度を創設する。
  - ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年延長するととも に、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。
- ② 障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長〔固定資産税、 不動産取得税〕

障害者を多数雇用する場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準 の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

③ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置[所得税、個人住民税等] 雇用保険法の失業等給付について、税制上の措置が必要となる場合には、 非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

#### 第2 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

\*① 新たな次世代育成支援のための包括的 一元的な制度の構築のための税制上 の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現するための包括的・一元的な制度(子ども・子育て新システム)に基づく給付について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

② 平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置〔所得税、 個人住民税等〕

平成 23 年度以降の「子ども手当」について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

③ 成年扶養控除・配偶者控除の見直し[所得税、個人住民税]【配偶者控除は検討事項】 成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得 400 万円 以下の場合、障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必 要な方を除いて、成年扶養控除を廃止する。

配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

#### 第3 質の高い医療サービスの安定的な提供・健康で安全な生活の 確保

#### ① 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 [事業税]

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

なお、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な 措置について、来年1年間議論し、結論を得ることとされた。

#### ② 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 [事業税]

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

なお、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間議論し、結論を得ることとされた。

- ③ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器を取得した場合に、取得価格の 14%の特別償却を認める特例措置の適用期限について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、償却率を 12%に引き下げた上で 2 年延長する。
- ④ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、償却率を16%に引き下げた上で適用期限を2年延長する。

#### \*(5) グリーン投資減税の創設[所得税、法人税、法人住民税、法人事業税]

低炭素成長社会の実現等のために、病院等が CO 2 排出削減に相当程度の効果が見込まれる省エネ・低炭素設備等を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却等を認める特例措置を創設する。

#### \*⑥ 試験研究費の総額に関する税額控除制度の存続〔所得税、法人税〕

試験研究費総額の一定割合を納付税額から控除できる制度のうち、控除限度割合が 拡充されている特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。なお、医薬品・ 医療機器関連企業等の試験研究を活性化するため、引き続き制度自体は存続するとと もに、新たに法人実効税率が5%引き下げられることとなった。

#### ⑦ **旧老人保健制度の拠出金に係る経過措置の延長**〔国民健康保険税〕

旧老人保健制度における拠出金に係る費用を国民健康保険税の標準基礎 課税総額に含めて徴収することとする経過措置について、その適用期限を 3 年延長する。

#### ⑧ 扶養控除見直し等に伴う国民健康保険税の所要の措置〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の所得割額の算定方式を旧ただし書方式に一本化すること とされた。(平成25年度分の国民健康保険税から適用。)

また、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 51 万円 (現行 50 万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 14 万円(現行 13 万円)、介護納付金課税額に係る課税限度額を 12 万円(現行 10 万円)に引き上げる。

#### ③ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の 引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕【検討事項】

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。なお、平成24年度以降の税率の引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断することとされた。

#### 第4 良質な介護サービスの確保・障害者施策の総合的な推進

### ① 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設<br /> 〔所得税、個人住民税〕

パブリック・サポート・テスト(寄附金額が年3,000 円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上)及び情報公開の基準を満たした社会福祉法人に対して寄附を行った場合、寄附金について、現行の所得税における所得控除方式に加えて税額控除も選択可能とする。

また、個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げる。

#### \*② サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制〔所得税、法人税、固定資産税、 不動産取得税〕

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅(仮称)について、床面積に関する要件等を見直した上で、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講ずる。

#### ③ 介護保険制度の改正に伴う税制上の所要の措置〔印紙税〕

国民健康保険団体連合会が作成する新たな地域支援事業に係る費用の請求に関する審査及び支払の業務に関する文書について、税制上の措置が必要となる場合には、 非課税措置を講ずる。

#### ④ 譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充〔所 得税、法人税、個人住民税〕

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

#### 第5 信頼できる年金制度に向けて

① 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職 年金に関する税制優遇措置の継続〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していないものについて円滑な移行促進策を検討するなど、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

② 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長〔法人税、 法人住民税〕

企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財 産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税 の停止措置について3年延長する。

#### 第6 各種施策の推進

① 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限 の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同冷蔵庫、研修施設、研究施設等) を設置した場合に、取得価格の 8%の特別償却を認める特例措置の適用期限 について償却率を 6%に引き下げた上で適用期限を 1 年延長する。

なお、本制度の利用状況等の分析等を踏まえ、制度の在り方の見直しに向けた検討を行うこととされた。

\*② ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価について、使用実態等を把握する とともに、できるだけ速やかに検討を行う。

③ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

公害防止用の設備を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、対象を中小企業がフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機及び設備一体型のドライクリーニング機を新増設した場合に見直し、償却率を8%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。

\* ④ 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長及び拡充〔登録免許 税、不動産取得税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免 許税の特例措置について、適用期限を1年延長等する。 \*⑤ 生活衛生同業組合等及び消費生活協問組合等の貸倒引当金の特例措置の適用 期限の延長〔法人税等〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の 116%相当額を損金算入限度額とする特例措置を 損金算入限度額の 112%相当額に引き下げた上で適用期限を 3 年延長する。

⑥ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置の存鎌〔所得税、印紙税、個人住民税等〕

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に係る所得税等の非課税措置 及び差押禁止措置について存続する。

\*⑦ 特定退職金共済団体である一般社団・財団法人が受け取る利子等の非課税措置の創設〔所得税、法人住民税〕

特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した特定退職金共済団体については、所得税法上の公共法人等とみなして、従前どおり非課税とする。

\* ⑧ 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長〔登録免許税〕

住宅を新築した場合や一定の中古住宅を取得した場合等において、当該家屋の所 有権の保存登記、移転登記又は抵当権設定登記に対する登録免許税の税率に係る特 例措置の適用期限を2年延長する。

#### 社会保障と税制の一体改革

「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)では、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定された。

今後、税制調査会では、政府・与党の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的内容について検討を行うこととされた。

## 平成23年度 税制改正大綱の主な事項 (厚生労働省関係)

平成22年12月

問い合わせ先:

社会保障担当参事官室 政策第二係 伊藤洋平、宮邊香奈

(代) 03-5253-1111 (内線7693)

労働政策担当参事官室 企画第二係 飯田剛、桐石邦生

(代) 03-5253-1111 (内線7992)

項】 - - - - - - - - - - - - - - 5

良質な介護サービスの確保・障害者支援の

#### ① 雇用促進税制の創設

雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等を創設。

10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加人数1人当たり 20万円の税額控除

①適用要件: 事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を10%

以上かつ5人(中小企業は2人)以上増加させること

・前事業年度及び当該事業年度中に事業主都合に

よる離職者がいないこと

・当該事業年度における「支払給与額」が、前事業

年度における支払給与額よりも、一定以上増加する

27

・風俗営業等を営む事業主ではないこと

②要件確認:・企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進

計画(仮称)を作成し、ハローワークへ届出。

→ ハローワークが、当該企業の新規採用を支援

・事業年度終了後、ハローワークは、雇用促進

計画の雇用増加等の状況を確認。

・企業が確認を受けた雇用促進計画等を添付し、

税務署へ申告。

➡ 支払給与額の増加等を確認し、

「質の高い雇用(ディーセントワーク)」を確保

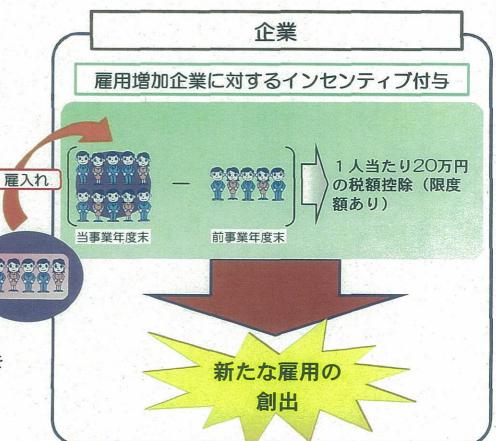
③措置内容: 雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除

(当期の法人税額の10%(中小企業にあっては20%)を

限度)

④適用期限: 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に

開始する各事業年度



#### ② 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度の創設

新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業について、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間中に新築・増改築をした建物について、32%の割増償却を認める。

#### 行動計画の策定

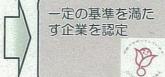
- ・仕事と子育ての両立支援 のための雇用環境の整備
- ・働き方の見直しに資する 労働条件の整備等
- の具体的目標・対策を設定

#### 届出・実施

- ・ 各都道府県労働 局に届出
- ・目標達成に向けて計画実施

#### 計画期間終了・目標達成

各都道府県労働局 に認定の申請



厚生労働大臣の認定

認定の日を含む事業年度及び行動計画の期間中に取得等した建物につき、割増償却を認める。

#### ③ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の延長・拡充

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年間延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

#### 障害者を多数雇用する事業所



要件=①②のいずれかを満たすこと → **新たに③を追加** 

#### 普通償却費

普通償却限度額の24% (工場用建物及び施設は32%)

割增償却

#### 減価償却資産

減価償却を行う年又はその前 5年以内の各年において取得、 製作、建設した機械・設備等



- ① 従業員に占める障害者雇用割合が50%以上(※1)
- ② 従業員に占める障害者雇用割合25%以上(※1)かつ障害者を20人(※1)以上雇用
- ③ 20人以上(※2)障害者を雇用し、かつ雇用障害者数に占める重度障害者(※3)の割合が50%以上(※2)(法定雇用率1.8%を達成しているものに限る。)

※1:ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント)

※2:ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント)

※3: 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

#### 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

#### 内容

社会保険診療報酬等に係る事業税の特例措置を存続する。なお、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間議論し、結論を得る。

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円 以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人【医療法人等】	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人		5.0%	

注: () 内の%は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」(事業税率の81%)を合算した税率

#### 高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

#### 内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類と償却率を見直した上で適用期限を延長する。

#### ①高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の 医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る)を取得した場合に、取得価格の14%の 特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から心電 図及び顕微鏡を除外し、償却率を12%に引き下げた上で2年間 延長する。

(~平成25年3月31日)

(対象機器例) 超電動磁石式全身用MR 内視鏡 セントラルモニタ 全身用X線CT診断装置 等

(見直し機器例) 汎用心電計 手術用顕微鏡 等



#### ②医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、償却率を16%に引き下げた上で、2年間延長。

(~平成25年3月31日)

#### (対象機器)

人工呼吸器(警報機能付き) シリンジポンプ(警報機能付き), 生体情報モニタ(人工呼吸器との同時設置に限る) 自動錠剤分包機 調剤誤認防止装置

分娩監視装置

#### (見直し機器)

生体情報モニタ連動ナースコール制御機 注射薬自動払出機 医療情報読取照合装置 特殊寝台

